

R7年度～

社会福祉法人 妙見福祉協会 妙見児童クラブ

## 運営規程

(事業の目的)

第 1条 妙見児童クラブ（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3 第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2条 事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第 3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 : 社会福祉法人妙見福祉協会 妙見児童クラブ

(2) 所在地 : 鹿児島県枕崎市妙見町750番地

(通常の事業の実施地域)

第 4条 通常の事業の実施地域は、桜山小学校校区とする。

ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(利用定員)

第 5条 事業所の定員は45名（※通常平日の配置数）とする。ただし、必要と認められる場合は、定員を増減することがある。

国の定める開所時間(原則)

授業の休業日:1日につき8時間

休業日以外:1日につき3時間

(開所日及び開所時間)

第 6条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、必要と認められる場合は、活動時間を伸縮することがある。

- ①平日 小学校がある日・・・ 下校時(14時)～18時(18時以降は延長保育)
- 小学校がある土曜日・・・ 下校時(11時)～17時(延長保はなし)
- 小学校がない土曜日・・・ 8時～17時(延長保はなし)
- 職員会日・・・・・・・・・・ 8時～16時(会議のため)(延長保育はなし)
- ②長期休業中(夏休み)・・・ 8時～18時(平日、土曜日)(平日は18時以降は延長保育)
- (冬・春休み)・・・ 

}	8時～18時(平日は18時以降は延長保育)
	8時～17時(土曜日)(延長保はなし)

※小学校がない土曜日、職員会日については、メールにて通知する。

※延長保育について・・・・・・・・・・18時以降は、延長保育となる。

夏休み以外の土曜日は延長保育はなし。

お迎えが18時15分を過ぎると延長保育利用料が発生する。

所得に応じて減免申請が必要

- 2 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。
- この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(休日)

第 7条 事業所の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始(年度に応じ別に定める)
- (4) 風防災害の緊急災害発生の恐れのある場合(学校に準ずる)
- (5) 小学校PTAバザーや引き渡し訓練などの同伴で帰る小学校行事日

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第 8条 事業所における職員の種類及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員  
補助員
- (2) 児童の健全育成

(職員体制)

第 9条 延長保育までの開所時は、常時職員を2人以上配置する。そのうち1名は必ず、放課後児童支援員を配置する。詳細はシフト表に定める。

(支援の内容)

第10条 職員は次の活動を行う。

- (1) 子どもの健康管理、安全の確保、情緒の安定を図る。
- (2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- (3) 子どもの学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- (4) 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- (5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図る。
- (7) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

(保護者が支払うべき額等)

第11条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

- (1) 基本利用料：4,000円（月額）（保育料+おやつ代+教材費含む）※詳細はしおり参照
- (2) 延長利用料（午後6時15分から午後7時までの利用）  
午後6時15分～6時30分まで50円（1回）  
午後6時30分～7時まで100円（1回）
- (3) 長期休業中：基本料金を別に設定する。この場合、あらかじめ保護者に早めにお知らせして、保護者の同意を得るものとする。
  - 2 前項（1）については、次のとおり減免制度を設けるものとする。
    - (1) 市民税非課税世帯、兄弟とも児童クラブを利用する場合の長子(以後長子という)、生活保護世帯1人親家庭世帯は、毎月の基本利用料半額免除
    - (2) 市民税非課税世帯は、それを証明するために、毎年6月に新年度分の非課税証明書を提出するものとする。  
※状況が変わった場合は、直ちに連絡すること。
  - 3 前2項に規定する保護者負担額その他、ひと月の利用日数が7日以内の場合、1日500円として利用日数分の料金を請求する。その際も前2項は適用する。
  - 4 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日までに現金持参か、口座引落しするものとする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第12条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

- (1) 利用する場合には、毎朝の道具、着替えがあることで判断するが、急に利用しないことになったときは、保護者は必ず電話、その他の連絡方法により事業所に届け出ること
- (2) 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 事業者は、「保育安全マニュアル」に従い対応する。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、「保育安全マニュアル」を定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(苦情解決)

第15条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(個人情報保護)

第16条 職員は、退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

(会計)

第19条 事業所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。毎年決算報告を行うものとする。

(運営委員会)

第20条 この事業所の円滑な運営を図るため、放課後児童クラブ運営委員会を設置することができる。

附則

この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。